

贈与についての根拠（生命保険料の負担者の判定について）

- 被相続人の死亡又は生命保険契約の満期により保険金等を取得した場合、もしくは保険事故は発生していないが保険料の負担者が死亡した場合において、当該生命保険金又は当該生命保険契約に関する権利の課税に当たっては、それぞれ保険料の負担者からそれらを相続、遺贈又は贈与により取得したものとみなして、相続税又は贈与税を課税することとしている（相法3(1)一、三、五）。
※生命保険金を受け取った者が保険料を負担している場合には、所得税（一時所得又は雑所得）が課税される。
- 生命保険契約の締結にあたっては、生計を維持している父親等が契約者となり、被保険者は父親等、受取人は子供等としてその保険料の支払いは父親等が負担している、というのが通例である。このような場合には、保険料の支払いについて、父親等と子供等との間に贈与関係は生じないとして、相続税法の規定に基づき、保険事故発生時を課税時期としてとらえ、保険金を受け取った子供等に対して相続税又は贈与税を課税することとしている。
- ところが、最近、保険料支払能力のない子供等を契約者および受取人とした生命保険契約を父親等が締結し、その支払保険料については、父親等が子供等に現金を贈与し、その現金を保険料の支払いに充てるという事例が見受けられるようになった。
- この場合の支払保険料の負担者の判定については、過去の保険料の支払資金は父親等から贈与を受けた現金を充てていた旨、子供等（納税者）から主張があった場合は、事実関係を検討の上、例えば、(1)毎年の贈与契約書、(2)過去の贈与税申告書、(3)所得税の確定申告等における生命保険料控除の状況、(4)その他贈与の事実が認定できるものなどから贈与事実の心証が得られたものは、これを認めることとする。

※国税庁の事務連絡（昭和58年9月）

生前贈与を実行するときの注意点

生前贈与は贈与の事実を明確にしておくことが重要です。

- 贈与契約書を毎年作成すること**
 - 贈与者（贈与をする人）と受贈者（贈与を受ける人）の両方がそれぞれ直筆で署名・捺印すること
※印鑑は各自のものを使用する。
 - 受贈者が未成年の場合は、法定代理人（親権者）が直筆で署名・捺印すること
 - 贈与税の契約書は毎年2通作成し、できれば公証役場で確定日付をもらうこと
- 受贈者が贈与を受けたことを認識していること**
 - 受贈者が子供等で贈与を受けたことを認識できない場合は、法定代理人（親権者）が確認する
- 基礎控除額を超える場合は贈与税の申告をすること**
 - 贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日*までに受贈者が贈与税の申告を行うこと
* 該当日が土・日曜日・祝日等に当たる場合はこれらの日の翌日となります。
 - 贈与税の申告書（控）を保管すること
- 贈与された財産の管理を受贈者が行うこと**
 - 毎年、贈与者は受贈者の銀行預金口座に現金を振り込むこと
 - 保険料の引落とし（支払）、贈与税の納付については、受贈者の銀行預金口座を利用すること
 - 通帳や印鑑等の管理は受贈者が行うこと（受贈者が未成年の場合、法定代理人（親権者）が管理する）
- 贈与されたお金で生命保険に加入する場合、その契約に関する生命保険料控除を贈与者が受けていないこと**

くわしくは税理士や所轄の税務署等にご相談ください。

「PGF生命」は「プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命」の略称です。

募集代理店

資料作成／引受保険会社

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社

本社／〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

PGF生命コールセンター 通話料
無料 **0120-56-2269** コール ジブロッグ

受付時間／平日 9:00～18:00
土曜 9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）

ホームページ <https://www.pgf-life.co.jp>

ZA-901100-01 Inf-2022-018(2022.4.1)

生前贈与プラン



当資料の税務取扱等に関する記載は、2021年12月現在の税制・法令等に基づくもので、将来変更されることがあります。個別の税務取扱等につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

PGF生命

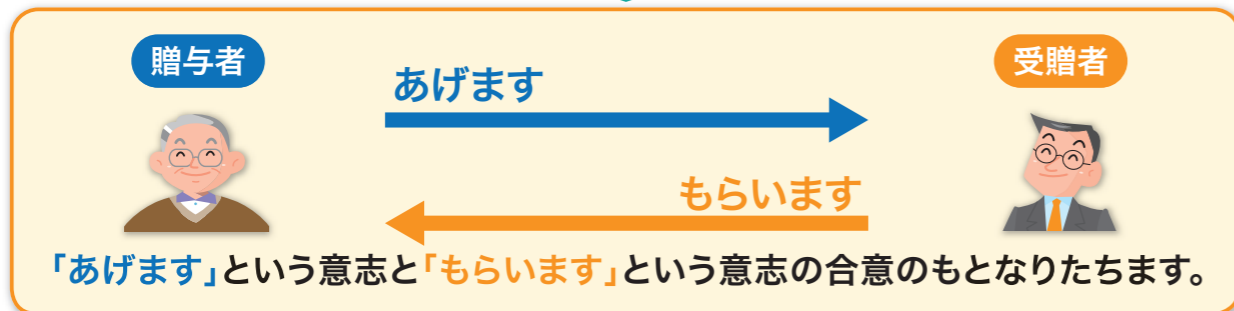


贈与の基本 ①



贈与とはお互いが合意して無償で財産をわたすことです。

贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる(民法第549条)。



贈与税は相続税を補完する税です。

もし贈与税がなければ、生前に財産を妻や子に贈与することで、相続税をゼロにすることができます。このような過度な対策を規制する為に、相続税を補完する税として位置付けられたものが贈与税であり、贈与された財産に税金がかかります。

■ 計算方法

$$\text{贈与税} = \left(\text{贈与税の課税価格} - \text{基礎控除額110万円} \right) \times \text{税率} - \text{速算控除額}$$

■ 贈与税の速算表

贈与税の課税価格	直系尊属から受けた贈与(18歳以上*)		左記以外	
	税率	速算控除額	税率	速算控除額
110万円超～310万円以下	10%	0万円	10%	0万円
310万円超～410万円以下	15%	10万円	15%	10万円
410万円超～510万円以下			20%	25万円
510万円超～710万円以下	20%	30万円	30%	65万円
710万円超～1,110万円以下	30%	90万円	40%	125万円
1,110万円超～1,610万円以下	40%	190万円	45%	175万円
1,610万円超～3,110万円以下	45%	265万円	50%	250万円
3,110万円超～4,610万円以下	50%	415万円	55%	400万円
4,610万円超	55%	640万円		

* 2022年3月までは20歳以上となります。
 ※贈与税は受贈者(贈与を受けた方)が支払います。
 ※贈与税は受贈者が1年間(1月1日～12月31日)に110万円超の贈与を受けた場合にかかります。

贈与税と相続税の違いとは…。

贈与税は相続税とくらべ高い税率が設定されています。そのため、財産をまとめて贈与した場合、重い税金がかかります。ただし、いつでも行える利点をいかし相続時の税率よりも低い税率で贈与すれば有効な相続対策となります。

贈与税

贈与は毎年行うことができ、回数に制限はありません。そのため基礎控除も毎年利用することができます。

①贈与額	②贈与税額	実質税率(②÷①)
110万円	0円	0%
310万円	20万円	6.5%
510万円	50万円	9.9%
710万円	90万円	12.7%
1,110万円	210万円	19.0%
1億円	4,800万円	48.0%

相続税

相続は一生に1回のみ、まとめて課税されます。時期も選ばせません。

①遺産総額(課税価格の合計)	②相続税額	実質税率(②÷①)
1億円	770万円	7.7%
1億5,000万円	1,840万円	12.3%
2億円	3,340万円	16.7%
3億円	6,920万円	23.1%
4億円	10,920万円	27.3%
5億円	15,210万円	30.5%

実質税率でみて低い税率で贈与することがポイント

例えば、相続財産が3億円の場合、相続財産に対する相続税額の割合(実質税率)は23.1%になります。それよりも低い税率で贈与できれば、税負担を軽減することができます。

*相続税額は、配偶者がいない場合で相続人2人が法定相続分通りに遺産を取得し、相続開始前3年以内の贈与はなく、税額控除の適用はないと仮定しています。
 ※贈与税の計算については直系尊属から18歳以上(2022年3月までは20歳以上)の人が贈与を受けたと仮定した場合の税率に基づき試算しています。



贈与の基本 ②

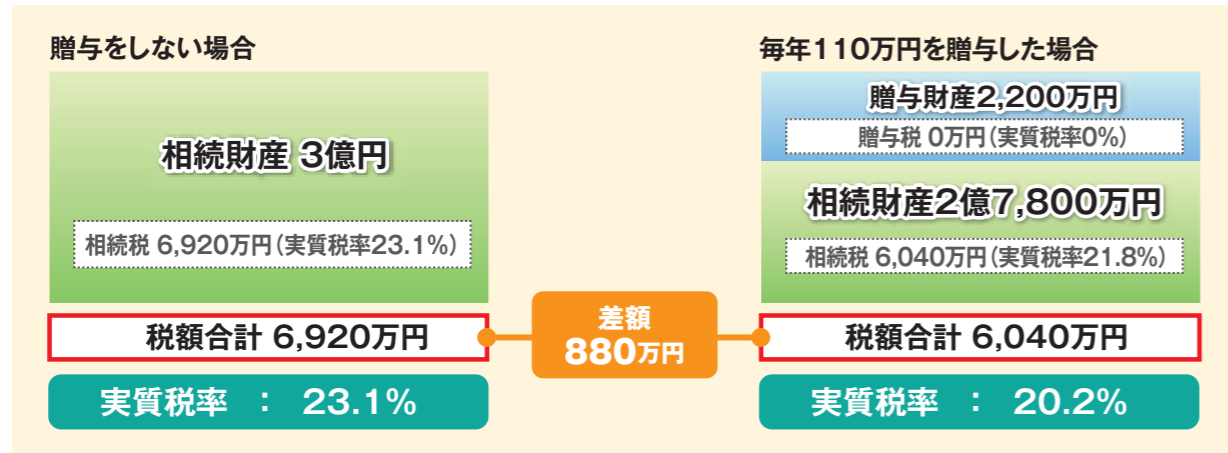


生前贈与の効果について見てみましょう。

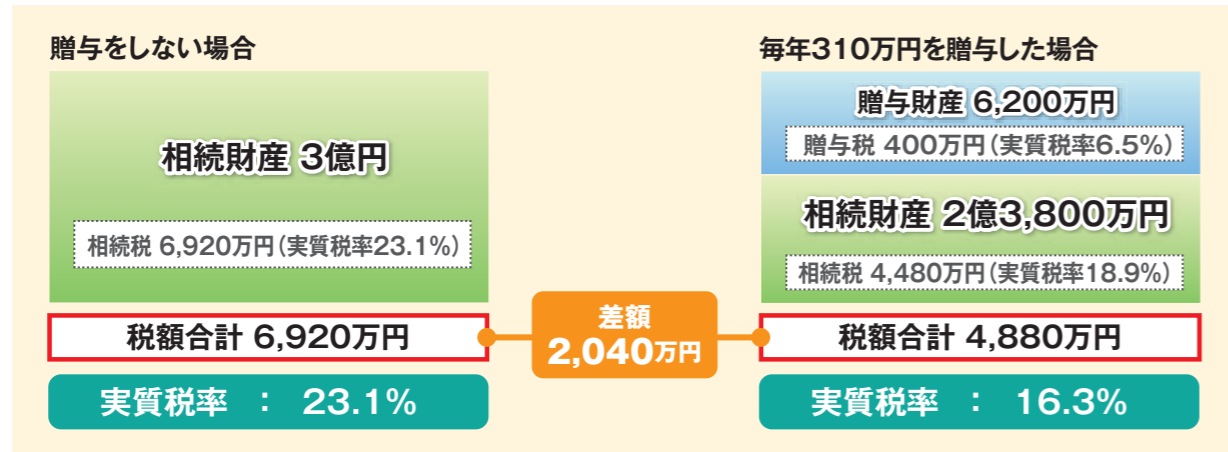
10年間毎年贈与を行いその後相続が発生したケースについて見てみましょう。



■ 毎年110万円を贈与したケース (基礎控除額内のため贈与税の申告は不要です)



■ 毎年310万円を贈与したケース (贈与税20万円*が差し引かれ290万円の資金がのこります)



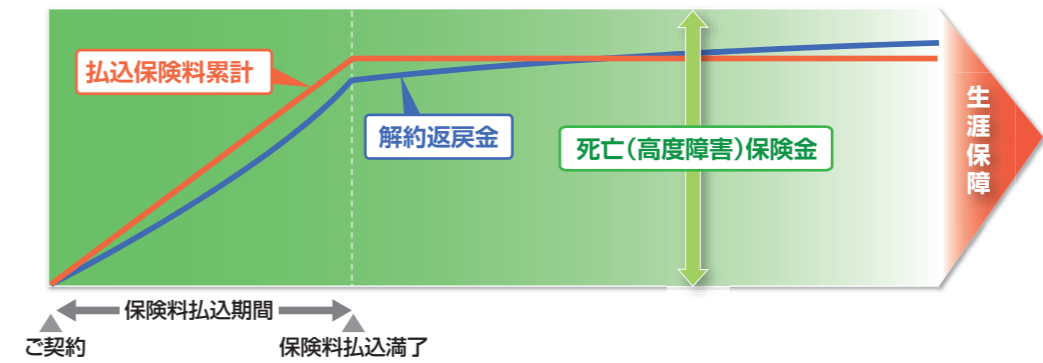
* 1年あたりの贈与税額 ((贈与財産310万円-基礎控除110万円)×税率10%=20万円)となります。
 ※相続税額は、配偶者がいない場合で相続人2人が法定相続分通りに遺産を取得し、相続開始前3年以内の贈与はなく、税額控除の適用はないと仮定しています。
 ※他の所得にかかる税金等は考慮していません。

生前に財産を移転することで、贈与税と相続税をあわせた実質税率が引き下がり、結果相続税の軽減効果が発揮できます。

贈与した資金を生命保険の保険料として活用する。

納税資金を効果的に準備することや受贈者の資産形成が可能です。

■ 一般的な終身保険のイメージ



終身保険のメリット

死亡保障を一生にわたって確保できます。一般的には払込保険料と同等またはそれ以上の解約返戻金があります。

■ 契約形態別にみたポイント

契約形態	契約者	被保険者	受取人	ポイント
一次相続対策として	長男	父	長男	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者に万が一があった場合に支払われる死亡保険金は、相続税の納税資金として活用できます。 死亡保険金は所得税の課税対象となり相続財産の対象ではありません。
次世代への相続対策として	孫	長男	孫	<ul style="list-style-type: none"> 次世代への相続を見据えた対策をとることが可能です。 死亡保険金は所得税の課税対象となり相続財産の対象ではありません。
次世代への相続対策として	長男	長男	長男の配偶者・孫	<ul style="list-style-type: none"> 次世代への相続を見据えた対策をとることが可能です。 死亡保険金は相続税の対象となります。

生命保険を活用すれば無駄遣いしてほしくないという親の想いを実現することができます。

ご参考 相続税・贈与税の実質税率表

相続税

単位(万円)

遺産総額 (課税価格の合計)	配偶者がいる場合								配偶者がいない場合							
	配偶者と子ども1人		配偶者と子ども2人		配偶者と子ども3人		配偶者と子ども4人		子ども1人		子ども2人		子ども3人		子ども4人	
	相続税額	実質税率	相続税額	実質税率	相続税額	実質税率	相続税額	実質税率	相続税額	実質税率	相続税額	実質税率	相続税額	実質税率	相続税額	実質税率
3,000万円	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
4,000万円	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	40	1.0%	0	0%	0	0%	0	0%
5,000万円	40	0.8%	10	0.2%	0	0%	0	0%	160	3.2%	80	1.6%	20	0.4%	0	0%
6,000万円	90	1.5%	60	1.0%	30	0.5%	0	0%	310	5.2%	180	3.0%	120	2.0%	60	1.0%
7,000万円	160	2.3%	113	1.7%	80	1.2%	50	0.8%	480	6.9%	320	4.6%	220	3.2%	160	2.3%
8,000万円	235	3.0%	175	2.2%	138	1.8%	100	1.3%	680	8.5%	470	5.9%	330	4.2%	260	3.3%
9,000万円	310	3.5%	240	2.7%	200	2.3%	163	1.9%	920	10.3%	620	6.9%	480	5.4%	360	4.0%
10,000万円	385	3.9%	315	3.2%	263	2.7%	225	2.3%	1,220	12.2%	770	7.7%	630	6.3%	490	4.9%
15,000万円	920	6.2%	748	5.0%	665	4.5%	588	4.0%	2,860	19.1%	1,840	12.3%	1,440	9.6%	1,240	8.3%
20,000万円	1,670	8.4%	1,350	6.8%	1,218	6.1%	1,125	5.7%	4,860	24.3%	3,340	16.7%	2,460	12.3%	2,120	10.6%
25,000万円	2,460	9.9%	1,985	8.0%	1,800	7.2%	1,688	6.8%	6,930	27.8%	4,920	19.7%	3,960	15.9%	3,120	12.5%
30,000万円	3,460	11.6%	2,860	9.6%	2,540	8.5%	2,350	7.9%	9,180	30.6%	6,920	23.1%	5,460	18.2%	4,580	15.3%
35,000万円	4,460	12.8%	3,735	10.7%	3,290	9.4%	3,100	8.9%	11,500	32.9%	8,920	25.5%	6,980	20.0%	6,080	17.4%
40,000万円	5,460	13.7%	4,610	11.6%	4,155	10.4%	3,850	9.7%	14,000	35.0%	10,920	27.3%	8,980	22.5%	7,580	19.0%
45,000万円	6,480	14.4%	5,493	12.3%	5,030	11.2%	4,600	10.3%	16,500	36.7%	12,960	28.8%	10,980	24.4%	9,080	20.2%
50,000万円	7,605	15.3%	6,555	13.2%	5,963	12.0%	5,500	11.0%	19,000	38.0%	15,210	30.5%	12,980	26.0%	11,040	22.1%
55,000万円	8,730	15.9%	7,618	13.9%	6,900	12.6%	6,438	11.8%	21,500	39.1%	17,460	31.8%	14,980	27.3%	13,040	23.8%
60,000万円	9,855	16.5%	8,680	14.5%	7,838	13.1%	7,375	12.3%	24,000	40.0%	19,710	32.9%	16,980	28.3%	15,040	25.1%
65,000万円	11,000	17.0%	9,745	15.0%	8,775	13.5%	8,313	12.8%	26,570	40.9%	22,000	33.9%	18,990	29.3%	17,040	26.3%
70,000万円	12,250	17.5%	10,870	15.6%	9,885	14.2%	9,300	13.3%	29,320	41.9%	24,500	35.0%	21,240	30.4%	19,040	27.2%
75,000万円	13,500	18.0%	11,995	16.0%	11,010	14.7%	10,300	13.8%	32,070	42.8%	27,000	36.0%	23,490	31.4%	21,040	28.1%
80,000万円	14,750	18.5%	13,120	16.4%	12,135	15.2%	11,300	14.2%	34,820	43.6%	29,500	36.9%	25,740	32.2%	23,040	28.8%
85,000万円	16,000	18.9%	14,248	16.8%	13,260	15.6%	12,300	14.5%	37,570	44.2%	32,000	37.7%	27,990	33.0%	25,040	29.5%
90,000万円	17,250	19.2%	15,435	17.2%	14,385	16.0%	13,400	14.9%	40,320	44.8%	34,500	38.4%	30,240	33.6%	27,270	30.3%
95,000万円	18,500	19.5%	16,623	17.5%	15,510	16.4%	14,525	15.3%	43,070	45.4%	37,000	39.0%	32,500	34.3%	29,520	31.1%
100,000万円	19,750	19.8%	17,810	17.9%	16,635	16.7%	15,650	15.7%	45,820	45.9%	39,500	39.5%	35,000	35.0%	31,770	31.8%

贈与税

単位(万円)

贈与額	贈与税額	実質税率
110万円	0	0%
120万円	1	0.9%
130万円	2	1.6%
140万円	3	2.2%
150万円	4	2.7%
160万円	5	3.2%
170万円	6	3.6%
180万円	7	3.9%
190万円	8	4.3%
200万円	9	4.5%
210万円	10	4.8%
220万円	11	5.0%
230万円	12	5.3%
240万円	13	5.5%
250万円	14	5.6%
300万円	19	6.4%
400万円	33.5	8.4%
500万円	48.5	9.7%
520万円	52	10.0%
600万円	68	11.4%
700万円	88	12.6%
800万円	117	14.7%
900万円	147	16.4%
1,000万円	177	17.7%
1,100万円	207	18.9%
1,170万円	234	20.0%
2,096万円	628.7	30.0%

※法定相続分通りに遺産を取得した場合の相続税総額となります。各相続人は遺産取得割合に応じてこの金額を按分して納税します。
 ※配偶者の税額軽減を法定相続分まで活用し、他の税額控除は考慮していません。
 ※贈与税の計算については直系尊属から18歳以上(2022年3月までは20歳以上)の人が贈与を受けたと仮定した場合の税率に基づき試算しています。

贈与額 設定

例えば遺産総額が2億円で配偶者あり・子ども1人の場合、相続税額は1,670万円、実質税率は8.4%となります。この場合、8.4%を下回る実質税率の贈与額を設定することがひとつの目安となります。

当資料の税務取扱等に関する記載は、2021年12月現在の税制・法令等に基づくもので、将来変更されることがあります。個別の税務取扱等につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。



贈与についてのQ&A



Q1 未成年者への贈与はできますか？

A1 贈与は「あげます」「もらいます」というお互いの了解があれば成立します(民法第549条)。年齢制限もありません。
 ただし、以下のような注意点があります。特に未成年者に対する贈与は、もらったという意思表示をどのように立証するかがポイントです。

- 未成年者名義の預金口座を作り、贈与する資金をその口座に振り込みます。
- 贈与契約書を作成します。この契約書には、未成年者の親(親権者)を法定代理人として、贈与者との間で贈与契約を締結し、法定代理人の同意文言を明記します。

Q2 孫に贈与する場合、どんなメリットがありますか？

A2 現金の贈与は、贈与の対象を子どもに限らず、孫やひ孫、孫の配偶者にまで広げれば、相続税の対象となる財産を効果的に減らすことができます。
 また、孫への贈与は、子を飛び越す「世代飛び越し贈与」のため、相続税の納税を1回減らすことができます。
 なお、孫*など相続人以外への贈与は、一般に相続開始前3年以内の贈与財産を相続財産に加算(Q3)する必要はありません。
 *遺贈を受けた孫や代襲相続人である孫を除きます。



Q3 贈与した後すぐに贈与者が亡くなった場合はどうなりますか？

A3 贈与者が贈与から3年以内に亡くなった場合、一般にこの贈与は相続財産に加算されて計算されます。その際、贈与時点で納付した贈与税は、相続税から控除されます。なお、相続時精算課税制度では、原則として、同制度選択後のすべての贈与が相続財産に加えられます。

Q4 保険料を贈与する際の留意点にはどんな点がありますか？

A4 贈与の事実を立証するために以下の点に留意します。

- 1. 毎年、贈与契約書を作成する。**
 ・公証役場で確定日付を付与してもらう。
- 2. 受贈者が贈与税の申告を行う。**
 ・できれば贈与月日や贈与額を毎年変更する。
- 3. 受贈者が贈与財産を管理する。**
 ・現金を生前贈与する場合、贈与者から受贈者の銀行口座へ振り込みとする。
 ・銀行口座は、受贈者が自分名義の口座として受贈者自身が開設している口座を利用し、その口座の印鑑・通帳を受贈者が管理する。
 ・贈与された現金のみが管理されている口座としないように気を付ける。
 ・受贈者が生命保険に加入する場合、生命保険料の引き落とし口座は普段利用している口座とする。

贈与契約書の見本例

贈与契約書

甲(贈与者)は現金〇〇〇万円を贈与することを申し出て、乙(受贈者)がこれを承諾したことにより贈与契約を締結した。
 なお、現金〇〇〇万円は〇月×日に甲が乙名義の銀行口座に振り込むことにより実行する。契約成立の証として本書を作成し、当事者署名押印のうえ、各1通を所持する。

以上

××××年△△月〇〇日
 甲(贈与者) ××県△△市〇〇1-2 生保 太郎 @
 乙(受贈者) ××県△△市〇〇1-2 生保 花子 @

Q5 贈与契約書の作成を忘れてしまった。どうなるのでしょうか？

A5 贈与契約書は贈与の事実を立証するための根拠材料のひとつになります。
 作成を忘れてしまった場合でも、後付けで贈与契約書を作成すれば、贈与の事実を立証するための根拠材料となりえます。詳しくは税理士や、所轄の税務署等にご確認ください。





贈与税の申告のしかた

※国税庁ホームページ「令和3年分 贈与税の申告のしかた (https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/zoyo/tebiki2021/01.htm)」をもとにPGF生命にて作成



1 贈与税の申告書の提出期間

贈与税の申告の期限は、贈与をした年の翌年2月1日から3月15日までとなります。

※該当日が土・日曜日・祝日等に当たる場合はこれらの日の翌日となります。



2 贈与税の申告書の提出先

贈与税の申告書は、受贈者の住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません。申告書は、郵便や信書便による送付(注)、又は税務署の時間外収受箱への投函や電子申告により、提出することもできます。税務署の閉庁日(土・日曜日・祝日等)は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておられませんのでご注意ください。

- (注) 1 郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が申告書の提出期間内となるよう、お早めに送付してください。
- 2 「信書便」とは、民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者又は特定信書便事業者による信書便をいいます。
- 3 申告書の提出期限に遅れて申告と納税をした場合には、原則として加算税及び延滞税が課されますのでご注意ください。

3 贈与税の申告書の種類

贈与税の申告書には、「第一表(兼贈与税の額の計算明細書)」、「第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)」と「第二表(相続時精算課税の計算明細書)」などがあります。使用する贈与税の申告書については、次の表のとおりとなっています。なお、申告書とともに提出することとされている添付書類について重複する書類がある場合には、重ねて提出する必要はありません。

申告の内容	使用する申告書
暦年課税のみを申告する人	第一表
相続時精算課税のみを申告する人	第一表と第二表
暦年課税と相続時精算課税の両方を申告する人	第一表と第二表

4 贈与税の納付

原則、納期限(3月15日)までに、それぞれの課税方式(暦年課税・相続時精算課税)に区分して計算した額の合計額を贈与税額として納めます。

贈与税は、現金に納付書を添えて、金融機関(日本銀行歳入代理店)又は受贈者の住所地の所轄の税務署の納税窓口で納付してください。なお、現金以外にもインターネットバンキング等を利用して贈与税を納付する「電子納税」を利用することもできます。

※納付が遅れた場合には、納期限の翌日から納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。



●贈与税の申告書の記載例

令和3年分贈与税の申告書(暦年課税)

住所: 東京都十代田区〇〇△丁目X番X号
 氏名: タロウ 日地 太郎
 生年月日: 1111111111111111
 職業: 3540727 会社員

納付先: 現金・預貯金等 現金
 口座番号: 〇〇△T取番X号
 口座名義: 日地 一郎
 口座種別: 〇〇

納付額: 3100000

延滞税: 200000

合計: 3300000